



明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。

まだまだ寒さは続きそうです。
こんな寒い季節に、部屋を暖かくして食べるアイスって…最高ですよね(・ω・)
せっかくなら厳しい寒さも楽しく乗り越えたい！
アプローチ女子社員に聞いた「冬に食べたいアイス」、
ランキング形式でご紹介します！



- 1位 ハーゲンダッツ
- 2位 雪見だいふく
- 3位 パルム
- 4位 MOW
- 5位 あずきバー



さすがは王様ハーゲンダッツ！
フレーバーはバニラ・マカダミアナッツが人気でした。
他にもおいしいアイス知ってるよ！という方はぜひ
教えてくださいね(・ω・)



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 戸籍法改正～戸籍の取得が便利になります！
3. アプローチ女子会
4. アプローチ相談室
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

加藤 聡
西田 咲
岸本 あい
井出 まきえ

1. コラム 「趣味」

友人のB子さんの話である。彼女は毎日スーパーのチラシをチェックして少しでも安いものを探し、あちこちのスーパーに出向くのである。

ある時彼女に言いました。「50円安い卵を買う為に片道30分かけて遠いスーパーに行くなんて 時給50円だぞ！ お前はアホか！」

すると彼女は「ほっといて 趣味なんだから！」

なるほど、趣味ですか！ 趣味とは「仕事・職業としてでなく、個人が楽しみにしている事柄」とある。

確かに彼女はそこそこ資産家で日々の生活の為に安いものを探し求める必要は無いのですが、この行為が楽しくてしょうがないそう。本当にお値打ちなものが買えた時には心の底から喜びを感じるとの事。

さて、私の趣味と言えるものは何かと考えてみたところ、下手なゴルフと暴飲暴食ぐらいである。ゴルフは暑い日も寒い日も雨の日も行くし、うまくいかない事の方が多くストレスがたまりますが、下手なりにナイスショットが出たり、ロングパットが入ったりするととても嬉しい。お酒も次の日辛い思いをすることもあるが、とにかく楽しい。

ここで、今回自分の趣味を検証してみたところ大変なことに気付いてしまった。30年以上にわたり朝早くから深夜まで寝る時間を削って莫大な時間とお金を使い不健康な事をし続け、たまにはよそ様（従業員、おまわりさん含む）に迷惑をかけるという素敵な趣味であることに。

では私に比べてB子さんの趣味はどうだろう？

日常生活に必要な日用品や食料品を買うだけで決して無駄な物を買に行くわけでは無いし、結構自転車で動き回るので健康的である。多少時間は使っているが趣味なので当たり前である。これで私と同等？の喜びを感じることが出来るのであれば何と素晴らしい趣味であろうか！

単に経済的側面だけ見てアホ呼ばわりしてしまいごめんなさい。

B子よ！ まわりから何を言われようが隣町まで卵を買いに行け！
私もこの趣味続けますので！



加藤 聡

2. 特集 「戸籍法改正～戸籍の取得が便利になります！～」

担当：西田 咲

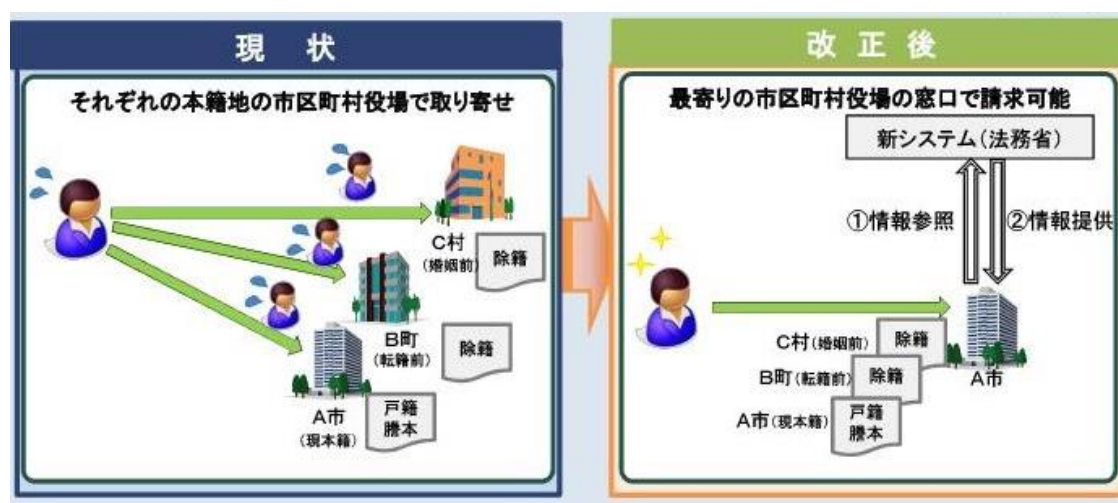
戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号） 令和元年5月24日成立
戸籍法の改正による新しい制度の運用が、令和5年度中に開始される予定です。
色々な変更点がありますが、今回は、相続手続に関係する部分についてご紹介します。

1. 戸籍の請求・取得が便利になります！

相続手続をする際には、まず戸籍類を取得することからスタートします。基本的には、亡くなられた方の出生から死亡までのすべての戸籍と、相続人の現在の戸籍を集めていきますが、その請求は、現行法では本籍地にする必要があります。

住所と本籍は全く別のものなので、住所地と本籍地がバラバラな方も多く、また、転籍をしていたりして市区町村をまたいでいると、それぞれの本籍地に順次請求をしていくことになり、中々時間のかかる工程です。

しかし、新しい制度が始まると、なんと、この請求が最寄りの市区町村の窓口において一括でできるようになります！今まで、各市区町村ごとに管理していた戸籍の管理システムをネットワーク化し、法務省でまとめて管理していくことになるようです。



ただし、注意点もあります。

①郵送請求はできない

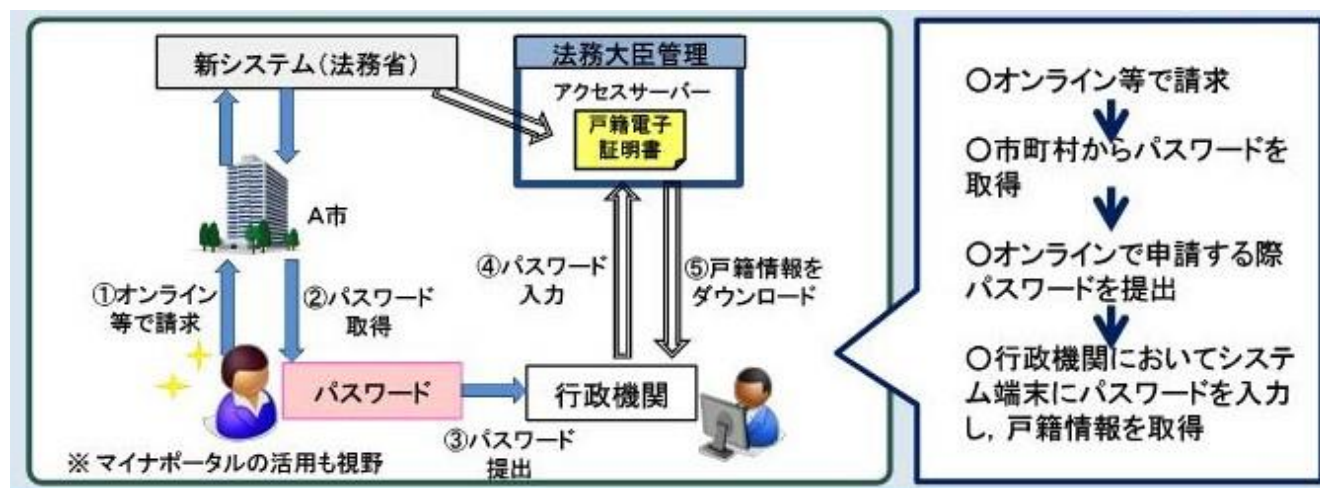
新制度を利用して一括で取得するためには、窓口直接向いて請求する必要があります。

②職務上請求・代理人請求は対象ではない

私たちは日頃から、職務上請求という職権での取得や、委任状をいただいたりして戸籍等を取得しています。しかし、この職務上請求や代理人による請求は、新制度の対象ではありません。この制度で請求できるのは、ご本人（または配偶者、直系血族）のみということになります。

2. 「戸籍電子証明書」が発行可能になります！

今回の改正により、新たに「戸籍電子証明書」が発行できるようになります。これは、オンライン上で行政手続をする際に利用可能な電子的な戸籍の情報です。



オンラインで市区町村へ請求すると、パスワードが発行され、そのパスワードを行政機関等に提出することで、書面の戸籍の提出が不要になります。実際に利用できる手続は、今後具体的になっていくと思われます。

3. まとめ

今回の新制度によって、戸籍収集にかかる時間や費用が大幅に減り、とても便利になりそうです。
しかし、実務上は、郵送請求や職務上・代理人請求も多く、本人による窓口請求に限られてしまうと、使える場面はまだまだ限定的なのかな、とも思います。
制度の運用が開始され、使える幅が今後広がっていくとますます便利になりそうですね！

3. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

寒さもいよいよ厳しくなってきましたが、皆さんはお風邪など召されてはいませんか？

ここ最近、いよいよ寒さに耐えかねて夕食はお鍋になりがちな我が家です。お鍋は温まりますし、食材を切って入れるだけで楽チンだし、野菜がいっぱいなので食べ過ぎても罪悪感なし！の素晴らしいメニューですよ。

王道お出汁の寄せ鍋は勿論のこと、トマト鍋、カレー鍋など少し前は変わり種とされていたものも今では一般的になり、市販でも様々な種類の鍋の素が手に入りますし、今回は何鍋にしようかな？と考えながら買い出しに出ることが、ささやかな楽しみになっています。

先日はごま豆乳鍋にしたのですが、まるやかでやさしい味わいで美味しかったですし、家族にもとっても好評でした！さらに、翌日にはうどんを投入して昼食にできて、翌日の一食分の献立を考える手間を減らしてくれる優秀さには、頭が下がる思いです。

ごま豆乳鍋の個人的なポイントとしては、油揚げを入れたのは正解だったなということと、クセの少ない食材を使う方がお鍋との相性が良さそうに感じました。

お鍋はとっても簡単かつ美味しい優秀メニューなので、皆さんもそれぞれ好みのお鍋を見つけて、この冬の寒さを乗り切りましょう！



担当：岸本 あい

無料 相続・遺言 相談会実施中



0120-512-432

この度、令和4年11月7日、事務所内に「相続お困りごと相談室」を開設しました。
今、話題となっている、相続の手続き。令和6年には相続手続きの中でも重要な相続登記が「義務化」されます。

しかし、、、

- ・相続登記ってそもそも何か？
- ・相続手続きって何をすればいいのか？
- ・義務化ということは、やらないと、罰金がかかるの？

など、様々な疑問があると思います。

それだけでなく、相続登記を放置すると、様々な相続トラブルにつながる可能性があります。

相続についてお悩みや不安がある方は是非とも弊所の無料相談をご利用ください。

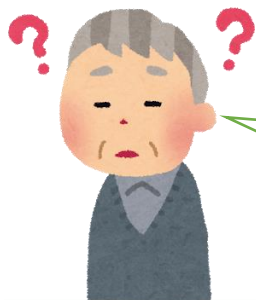
※毎月第一火曜日に一日中、司法書士、行政書士が相続に関する相談対応を行う相談会を開催します。

(事前予約制・無料・Web相談対応可能)

お申込みはこちら



4. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～



Q.公正証書遺言の作成を考えているのですが、もし作成後に内容の一部（又は全部）を変更したいと思った場合、どうするのですか？

担当：井出まきえ



近年、「公正証書遺言」「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」といった遺言書の作成はとても身近なものになってきています。新しい年を迎えて、今年こそは遺言書を作成しようとお考えの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

ところで、一生懸命に考えて作成した遺言書でも、月日が経つうちに様々な事情から「内容の一部を変更したい」、「一旦白紙に戻して新たな遺言書を作成したい」と思うようになることは、当然、考えられます。「将来、気が変わるかもしれない」と思って遺言書の作成を躊躇されている方もいらっしゃるかもしれません。

特に「公正証書遺言」の場合、公証役場に足を運び、証人の立会の下、費用をかけて公証人に作成してもらうものですから、作成後に「内容を変更したい、取り消したい」と思った場合にはどうするのかと疑問に思われるのも無理のないことです。

民法第1022条には「遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる」と規定されており、原則、遺言者は、遺言の効力が発生する前であればいつでも何回でも自由に遺言書の一部又は全部を撤回することが可能です（遺言の撤回とは、一度なされた遺言につき、その効力を、発生前（相続開始前）に消滅させる単独の意思表示を言います）。

そもそも遺言制度は「遺言者の生前における最終の意思を尊重し、相続開始後にその意思の実現を図るための制度」ですから、原則として、遺言者は、自分が亡くなるまでは自由に内容の一部や全部を撤回することができるというわけです。

ですから、「公正証書遺言」であっても、何度でも内容の一部又は全部の撤回が可能です。

但し注意が必要なのは民法に規定された「遺言の方式に従って」撤回をしないといけないという点です。この点から最も良い方法は、やはりもう一度「公正証書遺言」を作成する方法での撤回と言えますが、方式に従ってさえいれば「公正証書遺言」を「自筆証書遺言」など別の方式で撤回することも、勿論、可能です。

なお、「原則、撤回の撤回はできない」、「遺言の撤回の擬制（遺言者が特定の行為をしたときに先になされていた遺言が撤回されたものとみなされること）」といった注意点もありますので、実際に手続きされる場合には専門家にご相談されることをお勧めします。

いずれにしても、自分の意思を明示しておくことで「争族」を避け、また相続手続きを容易にする観点からも「遺言」は有効な手段の一つと言えます。状況の変化に応じて内容の一部又は全部の撤回も可能ですので、あまり堅苦しく考えずに、まずは「今現在のご自身の意思を遺言書の形で残すこと」から始めてみてはいかがでしょうか。



5. アプローチからのお知らせ

●R4.12.6 当事務所の司法書士 田中真由美が、名古屋税理士会多治見支部様でセミナー講師をさせていただきました！

『民事信託活用セミナー～今更聞けない基本のキから実例まで～』をテーマに講義をさせていただきました。
会場参加者35名、Zoom参加者18名と、合計で53名の税理士会員様に受講していただきました。
お招きいただいた名古屋税理士会多治見支部様、ご参加者様、本当にありがとうございました！

●第48回アプローチセミナーを開催しました！
株式会社MIコンサルティング 代表取締役 鏡味 至様をお招きして、
『M & A 最前線～大廃業時代を生き抜く～』をテーマに講義をしていただきました。
かつてない盛り上がりを見せる中堅・中小企業のM&A。その背景や実態を、事例を交えながら網羅的に分かりやすく解説していただきました。
質問が多く飛びかい、とても充実した講義でした！
鏡味様、ありがとうございました！



今般、当事務所の司法書士 田中真由美が執筆者の1人である本
「相続のプロが伝授する お客さまにアドバイスする前に読んでおく本」が、11月11日に出版されました！
執筆者は、次の4名。全員女性です。
100件以上の取り組み実績のある相続専門の税理士
審査課と資料調査課勤務経験のある元国税局員の税理士
遺産整理、遺言作成、死後事務委任契約等相続分野専門の行政書士
そして、M & A・事業承継・民事信託に詳しい司法書士として田中真由美
普通に読み物としても面白いですが、実務に携わる専門家にとってもお役に立つ「ほ～！」という内容が盛りだくさんです。
書店で見かけた際は、ぜひ手に取ってご覧下さい。

書店でランクイン！

第7位

丸善 丸の内本店 ビジネス部門

本書の内容

第1章 相続税対策

Case1 生前贈与・相続税非課税措置
贈与や相続の発生を避けることは
Case2 相続税非課税措置
贈与や相続の発生を避けることは
Case3 小規模宅地の特例
不動産の取得・管理・処分費用を軽減し
Case4 不動産の取得
不動産の取得による相続税負担の
軽減を図る
Case5 生前贈与の特例
生前贈与の特例を活用して相続税負担を
軽減する
Case6 生前贈与の特例
生前贈与の特例を活用して相続税負担を
軽減する
Case7 生前贈与の特例
生前贈与の特例を活用して相続税負担を
軽減する
Column 生前贈与の特例を活用して相続税負担を
軽減する

第2章 納税資金対策

Case1 相続税の納税
相続税の納税資金を確保するため
Case2 相続税の納税
相続税の納税資金を確保するため
Case3 相続税の納税
相続税の納税資金を確保するため
Column 相続税の納税資金を確保するため

第3章 遺産分割対策

Case1 遺産分割の協議
遺産分割の協議を円滑に進めるため
Case2 遺産分割の協議
遺産分割の協議を円滑に進めるため
Case3 遺産分割の協議
遺産分割の協議を円滑に進めるため
Column 遺産分割の協議を円滑に進めるため

著者紹介

田中真由美 司法書士
丸山真由美 行政書士
鏡味至 代表取締役
田中真由美 司法書士
丸山真由美 行政書士
鏡味至 代表取締役

相続のプロが伝授する
お客様にアドバイスする前に
読んでおく本

本書は、21のCaseで相続相談にいかに対応ア
ドバイスすればいいかを解説しています。
著者の女性目線相続ネットワーク®の方たちは、
それぞれが相続のプロと言える方で、これまでも
数多くの相続案件に携わってきています。

実際に相続相談に接することができなくても本書
で相続事例に触れることで、お客さまへのアドバ
イス術を身につけることができます。

業務用参考書籍のご案内

相続のプロが伝授する
お客様にアドバイスする前に
読んでおく本

女性目線相続ネットワーク®

A5判・152頁 定価1,800円(税別)

相続のプロが伝授する
お客様に
アドバイスする前に
読んでおく本

女性目線相続ネットワーク®

●本書は、21のCaseで相続相談にいかに対応ア
ドバイスすればいいかを解説しています。
●著者の女性目線相続ネットワーク®の方たちは、
それぞれが相続のプロと言える方で、これまでも
数多くの相続案件に携わってきています。

●実際に相続相談に接することができなくても本書
で相続事例に触れることで、お客さまへのアドバ
イス術を身につけることができます。

専 門家であっても、相続に対する
的確なアドバイスは難しいもの
です。相続関係の知識が不可欠なほ
ちろんですが、何より相続の実例に
数多く接していなければ、お客さまへ
スムーズなアドバイスをおこなうことが
できません。
本書は、21のCaseで相続相談にいか
に対応アドバイスすればいいかを解
説しています。著者の女性目線相続ネ
ットワーク®の方たちは、それぞれが
相続のプロと言える方で、これまでも
数多くの相続案件に携わってきていま
す。
実際に相続相談に接することができな
くても本書で相続事例に触れること
で、お客さまへのアドバイス術を身
につけることができます。

6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。		
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。		
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供		
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。		
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。		
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off		
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF		
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF		
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF		
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF		

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方にのみ配信させていただきます。

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ✉ soudan@approach.gr.jp

